

服装等に関する規定（令和7年1月改訂版）

項 目	規 定
制 服	○本校指定のものとする。 〈ブレザー、校章入りシャツ、ネクタイ、スラックス、スカート〉 ・スラックス及びスカートの裾（裏側）に校章マークが入っていること。 ・スラックスは、腰骨にかかるウエストサイズとし、ベルトを着用し、裾を折りあげたり、引きずらないこと。 ・スカート丈は、膝中心とする。巻き上げは禁止。ベルトは着用しない。 ・改造したものは着用できないので、買い替えること。 ○冬服の規定（4月、11月～3月） ・ブレザーを着用すること。 ・シャツはしまい、第1ボタンまでしめ、ネクタイを着用すること。 ・防寒対策として、ブレザーの下に、学校指定のベスト・セーターを着用しても良い。 ○夏服の規定（6月～9月） ・夏用のシャツは開襟スタイルなので、出しても良い。ネクタイは不要。 ・夏服の防寒対策として、学校指定のベスト・セーターを着用しても良い。 ○移行期間（5月、10月） ・夏服、冬服どちらを着用しても良い。 ・冬服のシャツを着用する場合も、ネクタイを着用しなくて良い。
その他 服装につ いて	○アンダーシャツ ・シャツの下に着るアンダーシャツは、白・黒・紺・灰色・茶系色とし、シャツの襟、袖、裾から出ないようにする。 ○セーター・ベスト ・本校指定のものとする。 ○コート ・ブレザーの上に着るものとして認める。 ・色は、黒・紺・灰色・茶系色の単色とする。 ・ダウンジャケットやフリース、部活動で揃えたチーム防寒衣も可とする。 ※マナーとして、校舎内での着用を禁止する。 （昇降口で脱着し、校舎内では手に持って移動すること。） ○ひざかけ ・教室移動時には、手に持って移動する。肩や腰に巻かないこと。 ○靴下 ・白、黒、紺、灰色とする。素足は認めない。 ・ストッキングは黒または薄茶とする。 ○バッグ ・本校指定のバックを推奨する。 ・リュックタイプも可とする。ただしキャラクターもの等は不可とする。
頭 髪	○髪型 ・パーマ、ヘアアイロン等の加工を禁止する。 ・編込み、エクステ等の加工・装飾を禁止する。 ○色 ・脱色、染色等の加工を禁止する。アイロン等の使いすぎによる変色も不可。 ○ヘアゴム・ピン等 ・色は黒・紺・灰色・茶のみとし、装飾のあるものは認めない。
アクセサリ等	○ピアス等 ・透明ピアスを含み、着用を禁止する。ピアスホールを開けてはいけない。 ○その他 ・ネックレス、指輪、ブレスレット、健康器具等の装身具をつけないこと。
化粧・ つめ	○化粧 ・ファンデーション等の化粧や、カラーコンタクトをしていないこと。 ○つめ ・マニキュア、ネイルアート等をしていないこと。
その他	○異装許可 ・やむを得ず異装する場合には、異装届にて許可をうけることができる。

○不適切な場合は個別に指導する。場合によっては家庭連絡し、継続的に指導する。